

令和 6 年第 9 回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 1 7 日(火) 午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 美祢市民会館 2 階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1 番 | 武藤 康志 | 2 番 | 伊藤 新司 | 3 番 | 俵 薫 |
| 4 番 | 井町 哲 | 5 番 | 伊藤 美和子 | 6 番 | 縄田 善博 |
| 8 番 | 前田 耕次 | 9 番 | 中嶋 友之 | 1 0 番 | 中野 修 |
| 1 1 番 | 石田 健治郎 | 1 2 番 | 中嶋 誠 | 1 3 番 | 安部 好恵 |
| 1 4 番 | 岸 英法 | 1 5 番 | 馬屋原 眞一 | 1 6 番 | 高見 清 |
| 1 7 番 | 村上 浩一 | 1 8 番 | 安富 法明 | 1 9 番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 2 番 | 岩山 澄男 | 5 番 | 永安 達彦 |
|-----|-------|-----|-------|
- 5 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 河野 哲広 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主査 | 柳井 信吾 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

	午後 2 時 0 0 分開会
事務局	互礼。
議長	それでは只今より令和 6 年第 9 回総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員参加、よって本総会が成立していることをご報告いたします。 それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思います但よろしゅうございますか。それでは 6 番 縄田委員、8 番 前田委員。よろしく願いいたします。 それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 農地法第 3 条許可申請 1 件について、説明します。 資料 1 を参照してください。本件は新規就農です。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲渡人は仕事が忙しく、自分で農地を耕作することが難しいということで、親族である譲受人に現在耕作のかなりの部分を手伝ってもらっているということです。今後も譲渡人が自ら耕作することが難しいということで譲受人に譲渡を行うということです。 この件につきまして農地法第 3 条第 2 項の各号について抵触しないものと考えています。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元の委員さん、この件につきましてこの譲受人の状況について分かればお願いします。井町さんでもいいですよ。
委員	地元ではないですが、嘉万の鮎川と申します。今朝も●●さんとは法人の方の預かり地の関係で管理をお手伝いをいただいてて、非常に熱心に農作業に取り組んでいらっしゃいます。機械については法人に預けている機械がありますんで、作業的には問題ないと思っておりますので、譲受人は問題ないかと思います。

議長	はい、私現地調査の時いませんでしたのでちょっとお尋ねしますが、譲受人は実際には農業をしてるわけですか、していないわけですか。
委員	譲渡人の●●さんは、お父さんが亡くなられて、相続されております。勤めがあるんで●●さんっておじさんになるんですが、近くに家建てられて、亡くなられた●●さんの息子さんがやってられるんですが、草刈ったり農作業の手伝いをやっておられて経験はあるんですね。
委員	これは●●●●さんの子どもかね？
委員	そうです。
議長	はい、ありがとうございます。 なぜ私がそれを聞いたかと言いましたら、議案の中に耕作面積が入っておりますんで、耕作面積が入っていれば新規就農じゃないんですね。新規就農であれば耕作面積ゼロのはずなんですよ。それで確認のために聞いたんですけど、お手伝いをされてたから入ってるっていうのであれば、今回はしょうが無いんじゃないか、次から事務局の方この辺気をつけるようお願いします。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら採決に移ってもよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	議案第１号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第１号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第２ 報告第１号 農地転用現況証明についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。

委員	今のは番号 1 の方ですよね？ 3 つありますけど 3 つとも今の説明で？ 3 つとも場所知ってます。 現状●●●●●●の半分くらいに資材が置いてあって、奥が山林が少し残っているくらいです。 その次の●●●●も半分くらいの所が資材置場になっています。手前に道がありますよね？左側の。奥側が山林になってる。 ●●●●は現在木が生えています。 以上です。
議長	はい、ありがとうございます。●●さんの 2 番については？
委員	前田です。資料 3－2 の地図を見てください。現地は●●●にある●●●●●●から●●方面に向かうと、●●●●の●●●●に入る交差点があり、そこに●●●●●●●●があります。この交差点を●●方面に向かうと、左側に入る道があり、右に進んだ先にこの空き地があります。これが現地でございます。資料 3－3 の地図を見てください。●●●●と●●●●●●は宅地になっており、●●●●は 2 6 m²の畑ですが、現状更地になっています。ここには井戸などが残っております。先程説明ありましたが、申請地は昭和 2 5 年から宅地として利用されているのが現状です。写真を見てもらったら分かりますが、わずか狭い範囲これがずっと昔から登記は畑ですけども、現況は宅地っていうのが現状です。 以上です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
推進委員	赤郷地区の永安です。1 番の 1・2・3、3 つの件ですけど、ここは委員が説明されたように入ってすぐ右側が大きな柳の木等が立っています。で一番広く使っているところが資材置場です。その奥に湿地帯がありますので、特に問題等ないと思います。
議長	2 番。
推進委員	大田推進委員の岩山です。現在ここの所は家屋が崩されておまして、更地になっております。従いましてどこが畑か全然分からない状況です。以上です。

議長	ありがとうございます。ちょっと私実際に行って見てないんで何とも言えないんですが、3－4の写真を見る限りこれは宅地として非農地として認定は出来ないと思います。っていうのが今までもこういう件はたくさんありまして、家を解体してしまった後、更地にしてそこ宅地でしたから宅地で現況証明出してください、というのは無理なんです。いくらでも農地として利用することができますので、これは無理じゃないかなと思います。他の委員さんの意見もあると思いますけど。 それと1番の方ですが、この現況証明2番3番については、実際に転用許可が出されてたっていう証拠は取ったんです？多分●●●●●●の方にあると思うんですが、出たか出てないかの関係は確認しました？
事務局	確認は出来てないです。
議長	確認しないで転用許可を受けてどうこうっていうのであれば、あれだし。もしそれが無いのであれば本当に山林だったのか分からないし。この1の件についても資材が若干置いてあるの见えますけれど、これだけの広い所にこれだけの資材だけで資材置場として認められるかどうかということであれば、かなり難しい問題じゃないかと。僕が付いていけない方が悪いんですけど、ちょっとどうしても行けなかったんで。 委員の皆さんどうでしょうか？
委員	1番の件なんですけど、●●●●これちょっと埋立ての件で問題があって確認したら、なんか雑種地になってるようなことを言われたんですよね。もう農業委員会から関係ないって言われたんです。
議長	埋立ての時に？
委員	いえいえ、もう埋め立てた状態でこれ以上埋め立ててほしくないって部落の人が言われたんですよ。あの周りは水がぬまる所なんです。だから埋立てをすることによって、沼というか水というか引きが悪い。
議長	●●●●のちょっと奥に入った所の左側ですか？
委員	そうそう。

議長	前の職務代理が結構この辺りに土地持ってらした、あの辺ですよ？
委員	そう。
議長	植林したってこと自体、あそこだったら無いですよ？
委員	だからもう雑種地だから、農業委員会はタッチできないっていうか。
委員	あそこはですね、クヌギが生えていたんです。
委員	植林じゃないんやね？
議長	クヌギとハンの木ですかいね？ヤナギのような木が。
委員	40年くらい前、シイタケの原木分けよったことがあるから。
議長	現況証明で落としてほしいってあそこ一時頻繁に出た地域なんですよ。 ちょっとこの1番については無断転用のような気もするんですけど。
委員	いや無断転用っていうか。
議長	許可が必要ないってことは無いんで。地目が田なんで。そういうことなんです。 この場を借りてあれなんです、農地法で言う農地とは現況が農地であることがひとつ。でもう一つが登記上の地目が農地である、 このどちらかに当てはまれば農地ということになりますので、農業委員会の許可が必要になってくる。っていうことなんですよ。
委員	許可が出て雑種地になった場合は農業委員会の許可はいらないんですか？

議長	いやそれは無断転用です。 もし最悪の時は県の方から原状復帰命令が出る可能性もありますし、ここにきちんと書類を出して手続きをしていただければ、私たちはそこまでやることは殆どないですけど。
委員	転用許可って何？
議長	いやそれで確認をすればいいだけの話。 あのどうします？来月まで置いて確認を取ります？ 許可がほんとに出てるか出てないかを確認してください、来月までに。お願いします。
委員	今の件ですが言われるように見たら問題があるようだけど、現地に行った人はいいって言ってる。ってことはええそいね？
議長	あの基本的には違法。
委員	だから我々は反対する立場にない。2人はいいって言ってる、それで報告もそうだった。それをどうするかちゃんとしてくれんと現地調査に行った人の権限を無視することになるよね。そこはちゃんとせんにゃいけんよ、なんぼ会長が言っても。現地調査した人がええって言ったら OK なんよ本当は。そういうふうになっちゃうんよ実は。ほんとよ、農業委員はすごい権限を持つっちゃうんやけえ、ええって言ったらええんよ。そこだけははっきりしとかんにゃ。2人の意見調整してもう一回言ってください。
推進委員	●●の件はピンクでこうしてあるけど、境界がはっきりしてないから。境界をしっかりとくぎ打って写真撮ったやつを出してください、それやったら話すからって言って帰ったんです。それが出てないからちょっとおかしいとは思ったけど。農業委員さんもいたから分かるんですけど。土地全然分からんです。どこがどこって確認出来んから。それを確認できるようにきちっとしてくれっていうのは言って帰りました。
議長	それは2番目の話ですね。

推進委員	1 番目のやつも境界がどうのこうのの前に木を切ったこともあるしって思っただけで。言うたらこれはそのまま放置してからぐちゃぐちゃになったらってことで。逆に言ったらきちんと資材置場にしてから二次管理するって感じがあったからって話で。あそこは昔は沼だったから農地としてもね、通用する所じゃないのよ。原状復帰しても。
議長	馬屋原委員の言われる通りなんです。現地調査をした人の意見を添えてということでございますんで、それが最優先です。ただですね、私が懸念してるのはこれでよかったら、今後もこのような形のものが出てくると思います。今までは山を全伐されてその下が農地であれば、それは転用をかけてもらわないと他のものにすることは駄目だということが基本だったもんですから。現況証明で山では落とせないぞと、木が皆切られたら。木があれば OK だったんですけど。
委員	今の 1 の 3 番目ありますね？ ●●●●、これは現況証明で？
議長	それはいいですよ、全然関係ないです。
委員	いいんですよね。だから ●●●●●●と ●●●●、これが転用許可が出てればいいんだけど、これは転用許可が。
委員	転用許可だしてあるんじゃないん？
議長	山に転用したっていう話ですけど。
委員	山林に転用許可とって山林の登記をしてないってことでしょ。
議長	登記をしてないんですよ。
委員	でしてなくってほったらかしにして、現実が一番上は資材置場。
委員	だから雑種地みたいな感じになってて。

委員	2 番目●●●●の方は山林状態だから。転用許可が出てれば山林で登記してもらえばいいわけでしょ？
議長	まあ山林状態になってますね。
委員	これ山林状態。
議長	2 番目は一部もう雑種地になっとる？さっきの話じゃ。 一部は造成してあるみたいです。
議長	来月？来月にしますか？
委員	それがいいと思う。両方とも確実にええって書いとるわけじゃないもん。境界もはっきりしてないし。
委員	逆に言えば今の方も転用を掛けて持っていけばいいと思うんですけども。
議長	そしたら私の方からあれしますけれど、1 番の3 件ある3 件目、これについては現況証明でいいと思う。1 番目と2 番目については向こうが言っておられる1 回造林する山林にするという許可を出してるわけですから、その許可の確認をする。 それと2 番につきましては実際に境界をはっきりしてもらって、この部分だっということをしちんとしてもらおう。 これずるい話なんですけど、2 番の件につきましても1 番の件につきましても、よく土地知ってるんです。すみません、今ここにきて分かった話で。多分2 番の件は元農業委員しておられた●●さんの家の隣なんですよ。●●から出しておられた非農家の農業委員さんの家の隣なんです。でちょっとひょんなことで●●さんの庭木を切ってくれってことになりまして、その隣の土地です。綺麗に荒いマサが敷いてあると思います。綺麗なんですよ。で、すみませんえらい綺麗ですけど使わせてくださいって言って、そこちょっと使って木を倒して枝を落としたんです。 そういうことで来月もう1 度ということで。もしあれやったら来月の現地調査もう一回きちんに行って、説明してもらおうとか。 今月の農業委員さんの意見は意見として尊重します。 よろしゅうございますか？農業委員さん、当番委員さん2 人、来月で。 分かりました。他に何かご意見ございませんか？

委員 議長 事務局	無いようでしたら、1 番の 1 ・ 2、2 番の件を除いて 3 番目の件、1 4 5 7 については現況証明をそのまま認めるってことでよろしゅうございますか？ (はいの声) それではそのように決定をさせていただきます。 終わしましょう。 互礼。
--------------------------------	---

午後 2 時 5 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 6 年 9 月 1 7 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

